

胃がん検診実施要領（集団検診方式）

（目的）

第1 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）の本旨に基づき、胃がんの早期発見、早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、集団検診実施事業者（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する胃がん集団検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する40歳以上の者（以下「受診者」という。）とする。ただし、年齢は当該年度3月31日時点の年齢とする。

2 検診回数は、同一人につき年1回とする。

（実施人員）

第3 検診の人員については、検診車1台につき約70人を上限とし、施設の収容人数等により、安全に実施できる人数とする。

（実施期間）

第4 胃がん集団検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（実施日時）

第5 この検診の実施日及び実施時間については、甲が計画し、乙と協議のうえ決定する。

（検診費用）

第6 乙は、検診費用として、受診者から1,100円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

（検診取扱い者）

第7 この検診は、乙に所属する一般社団法人千葉市医師会会員である医師が行うものとする。

（受診券及び検診票の配布）

第8 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付し、実施日及び実施会場を通知する。この時、次に掲げる事項を記載した資料を同封し、受診者に説明を行うものとする。

- （1）検査結果が要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること
- （2）精密検査は胃内視鏡検査を行うこと、及び生検等これらの検査の概要など
- （3）精密検査結果は甲へ報告されること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、乙がその結果を共有すること
- （4）検診の有効性（胃部エックス線検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）などの検診の不利益
- （5）検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること
- （6）胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置すること

2 甲は、乙に対し、「胃がん検診票」（以下「検診票」という。）を配布する。

（検診方法）

第9 受診者は、受診券及び第6条に定める検診費用を実施会場に持参し、検診を受けるものとする。

2 検査項目は次のとおりとする。

(1) 問診（現症、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、妊娠の可能性の有無等）

上記のほか、検査を安全に施行するうえで必要な情報（飲水制限の有無等）についても問診時に収集すること。詳細は「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル 2025 改訂第3版」を参考にすること。

(2) 胃部エックス線撮影（間接撮影、前壁二重造影を含む8体位以上撮影する。）

撮影の体位及び方法、撮影機器の基準は、日本消化器がん検診学会の「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル 2025 改訂第3版」によるものとし、乙は甲に対し、撮影の体位及び方法、撮影機器の種類を別に報告する。

(3) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル 2025 改訂第3版」を参照）保つとともに、副作用等の事故に注意する。CRで撮る場合はこれに準ずる撮影体位をとることとする。

(4) 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること。また、乙は甲からの求めがある場合は、撮影技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。

（胃部エックス線写真の読影）

第10 胃部エックス線の読影は、必ず2名以上の医師によって二重読影により行う。なお、読影する医師の1人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とする。またそれぞれの読影結果に基づき必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影するものとする。

2 乙は甲からの求めがある場合は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告する。

（検診結果の判定）

第11 乙は次のように検診結果を区分するものとする。

検診の結果については、問診及び胃部エックス線写真の読影結果を総合的に判断して、精密検査の有無を決定し、「精密検査不要」及び「要精密検査」に区分するものとする。

（受診者への結果通知）

第12 乙は、検診の結果、前条に規定する「精密検査不要」と判定された者に対し、定期的な検診受診を勧める内容の結果通知を作成し、4週間以内に受診者に通知する。ただし、乙は結果通知を甲に提出することも可能とする。

2 甲は、乙から受け取った結果通知について、受診者に通知するものとする。

3 甲は、検診の結果、「要精密検査」と判定された者に対し、「千葉県胃がん精密検査結果連絡票」を送付し、精密検査実施医療機関において、精密検査を受けるように案内するものとする。

（記録の整備）

第13 乙は、次のように記録を整備するものとする。

(1) 検診受診者の氏名、性別、生年月日、住所

(2) 問診及び検診結果が記載された検診票

(3) 胃部エックス線写真

2 乙は、前項各号に定める記録を少なくとも5年間は保存しなければならない。

(システムとしての精度管理)

第14 甲および乙は、適切な方法および精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、国が示すチェックリスト等を参考に、胃部エックス線検査の精度管理に努める。

2 乙は、がん検診の結果及びそれに関わる情報について、甲や医師会等から求められた項目を全て報告する。

3 乙は、撮影や読影向上のための検討会や委員会（乙に雇用されていない胃がん検診専門家）の設置や、もしくは甲や医師会等が設置した検討会や委員会に参加する。

4 乙は、事故が発生した場合、適切な措置を講ずるため、速やかに甲に報告することとする。

(委託料の支払い)

第15 この検診の委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(事業評価)

第16 乙は検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度等のプロセス指標値を把握する。

2 乙は、プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行う。

3 乙は、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

(点検)

第17 乙は、胃部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備するものとする。

(広報)

第18 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、パンフレット等を活用し、胃がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他の必要な事項について市民に周知する。

(規定外事項)

第19 この要領に定めるもののほか、胃がん集団検診の実施に関し、必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和２年５月２６日より施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日より施行する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日より施行する。